

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機, 4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ ほか383名












被告 国

参加人 九州電力株式会社

### 第19準備書面

平成30年12月7日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人	竹野下 喜彦	
被告指定代理人	大島 広規	
	多田 真央	
	九谷 福弥	
	桑野 博之	
	藤井 浩一	
	大澤 佳奈	
	豊見山 香織	
	野田 翔吾	
	仲 宏	
	稲口 匡直	

山	下	ひとみ	
内	藤	晋太郎	 代
小	林	勝	 代
榊	野	龍太	 代
鈴	木	莉恵子	 代
治		健太	 代
岩	佐	一志	 代
大	城	朝久	 代
矢	野	諭	 代
仲	村	淳一	 代
森	川	久範	 代
海	田	孝明	 代
熊	谷	和宣	 代
井	藤	志暢	 代
大	野	佳史	 代
種	田	浩司	 代
松	岡	賢	 代
花	見	清太郎	 代
小	野	祐二	 代
小	山田	巧	 代
川	崎	憲二	 代

中	川	淳		代
止	野	友博		代
御器	谷	俊之		代
片	野	孝幸		代
木	原	昌二		代
岡	本	肇		代
建	部	恭成		代
小	林	貴明		代
柏	木	智仁		代
村	上	玄		代
秋	本	泰秀		代
照	井	裕之		代
正	岡	秀章		代
関	根	将史		代
義	崎	健		代
田	尻	知之		代
宮	本	健治		代
角	谷	愉貴		代
伊	藤	岳広		代
塚	部	暢之		代
臼	井	曉子		代

薩	川	英	介	
西	崎	崇	徳	
山	田	創	平	
大	浅	田	薫	
冲	田	真	一	
岩	崎	拓	弥	
野	田	智	輝	
佐	口	浩	一郎	
佐	藤	雄	一	
藤	原	弘	成	

## 目 次

第1	原子炉等規制法の改正過程について	7
1	はじめに	7
2	伊方最高裁判決における設置許可処分当時（昭和52年法律第80号による改正前）の法体系及び法令の定め	7
(1)	分野別安全規制	7
(2)	段階的安全規制	8
(3)	設置許可の基準等	9
3	昭和53年法律第86号による改正後の法体系及び法令の定め	11
(1)	分野別安全規制，段階的安全規制	11
(2)	設置許可の基準等	11
4	改正原子炉等規正法の体系及び法令の定め	13
第2	本件においても伊方最高裁判決の判断枠組みが妥当すること	14
1	はじめに	14
2	原子炉設置（変更）許可処分の適否は，原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであること	17
(1)	原子炉設置（変更）許可処分においては，原子力規制委員会に専門技術的裁量が認められていること	17
(2)	専門技術的裁量の具体的内容	20
3	「被告行政庁の判断に不合理な点がある」と認められるための具体的要件について	21
(1)	「被告行政庁の判断に不合理な点がある」と認められるための具体的要件に関する伊方最高裁判決の判示	21
(2)	「調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点がある」ことについて	22
(3)	「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落がある」ことについて	

.....	23
(4) 「現在の科学技術水準に照らし」の意味について .....	25
第3 適合性審査について .....	27
1 原子力規制委員会について .....	27
2 審査の手続について .....	28

被告は、本準備書面において、原子炉等規制法の改正過程を説明した（後記第1）上で、本件においても伊方最高裁判決の判断枠組みが妥当することを明らかにする（後記第2）。また、併せて、適合性審査について説明する（後記第3）。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

## 第1 原子炉等規制法の改正過程について

### 1 はじめに

伊方最高裁判決における設置許可処分（昭和47年11月28日）当時の原子炉等規制法は、昭和52年法律第80号による改正前のものである（乙第101号証の1）。

上記改正前の原子炉等規制法においては、原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならないこと（同法23条1項）、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可申請が同法24条1項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならず（同項）、その許可をする場合においては、同項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会（当時）の意見を聴き、これを尊重してしなければならないこと（同条2項）が定められていた。

伊方最高裁判決は、上記改正前の原子炉等規制法23条及び24条を中心に、その趣旨等を検討した上で、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断の枠組みを示しているため、被告は、以下において、上記各規定を中心として、上記改正前から同改正以降の原子炉等規制法の改正過程を説明する。

### 2 伊方最高裁判決における設置許可処分当時（昭和52年法律第80号による改正前）の法体系及び法令の定め

#### (1) 分野別安全規制

原子炉等規制法は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用に関する安全規制につき、これを各種分野に区分し、それぞれの分野ごとに一連の所要の安全規制を行うという方法を採用していた。すなわち、同法は、①第2章において製錬の事業に関する規制を、②第3章において加工の事業に関する規制を、③第4章において原子炉の設置、運転等に関する規制を、④第5章において再処理の事業に関する規制を定めるなどして、各種分野に区分して、それぞれの分野ごとに一連の所要の安全規制を行うこととしていた(分野別安全規制)。

## (2) 段階的安全規制

ア 昭和52年改正前の原子炉等規制法による原子炉の設置、運転等に関する安全規制の体系は、原子炉の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して原子炉設置の許可、設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可並びに施設定期検査といった規制手続を介在させ、これら一連の規制手続を通じて安全の確保を図るという方法を採用していた(段階的安全規制)。

イ 昭和52年改正前の原子炉等規制法における原子炉について設置許可から施設定期検査までの流れを概観すると、以下のとおりである。

すなわち、原子炉を設置しようとする者は、まず、①規制当局の審査を経て内閣総理大臣の原子炉設置許可を受けることを要し(同法23条及び24条)、次に、工事に着手するためには、②設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない旨規定されていた(同法27条)。そして、原子炉の運転を開始するためには、③内閣総理大臣の使用前検査を受けてこれに合格しなければならないほか(同法28条)、④保安規定を定めて内閣総理大臣の認可を受けなければならない旨規定されていた(同法37条)。さらに、運転開始後においても、⑤一定の時期ごとに施設定期検査を受けなければならない旨規定されていた(同法29条)。



上記のうち、①の原子炉設置許可処分の段階においては、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性が判断され（いわゆる「前段規制」）、これを前提として、②（設計及び工事の方法の認可）ないし⑤（施設定期検査）までの規制（いわゆる「後段規制」）において、原子炉施設の具体的な設計や工事方法（これらを「詳細設計」という。）の妥当性等が審査されるものとされていた。これらの後段規制の段階では、それに先立つ基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等は審査されず、他方、原子炉設置許可処分の段階では、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項のみがその安全審査の対象とされ、詳細設計の妥当性等を審査する仕組みは採用されていなかった。

伊方最高裁判決が、「原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、（中略）その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。」と判示している（同判決判決要旨第3）のも、上記の段階的安全規制の仕組みを踏まえてのものである。

### (3) 設置許可の基準等

#### ア 23条1項

昭和52年改正前の原子炉等規制法23条1項は、「原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。」と規定していた（乙第101号証の1。ただし、昭和43年法律第55号による改正後の規定。同改正前は、「日本原子力研究所以外の者で原子炉を設置しようとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。」と規定していた〔乙第101号証の2及び3〕。）。

#### イ 24条1項

昭和52年改正前の原子炉等規制法24条1項は、許可の基準として、以下のとおり規定していた（乙第101号証の1）。

「内閣総理大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 三 その者(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。)に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)、核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」

#### ウ 24条2項

昭和52年改正前の原子炉等規制法24条2項は、「内閣総理大臣は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。」と規定していた。原子炉設置許可の実務においては、原子炉設置許可の申請がされると、内閣総理大臣は、原子力委員会<sup>\*1</sup>に直ちに諮問し、その答申を受け、その内容を尊重し、原子炉設置許可処分を行っていた。

\*1 原子力委員会は、我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るために、昭和31年1月1日に総理府に設置された機関である(なお、平成13年1月6日の中央省庁改革後は内閣府に設置)。

### 3 昭和53年法律第86号による改正後の法体系及び法令の定め

#### (1) 分野別安全規制，段階的安全規制

原子炉等規制法は，その後，昭和52年法律第80号，昭和53年法律第86号による改正を経たが，いずれの改正によっても，同法による分野別安全規制及び段階的安全規制の仕組みに変更はなく，前記2(1)及び(2)と同様の安全規制の体系が採られていた（乙第102号証の1）。

#### (2) 設置許可の基準等

##### ア 23条1項

昭和53年改正後の原子炉等規制法23条1項は，原子炉を設置しようとする者は，同項各号に定める原子炉の区分に応じて，主務大臣の許可を受けなければならないと定めており，実用発電用原子炉については通商産業大臣（平成13年1月6日の中央省庁改革後は，経済産業大臣）の許可を受けなければならないとしていた（同法23条1項柱書き，同1号。乙第102号証の1ないし3）。

##### イ 24条1項

昭和53年改正後の原子炉等規制法24条1項は，許可の基準を以下のとおり規定していた（乙第102号証の1）。

「主務大臣は，第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては，その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ，同項の許可をしてはならない。

- 一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 三 その者（原子炉を船舶に設置する場合にあつては，その船舶を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり，かつ，原子炉の運転を適確に遂行するに足る技

術的能力があること。

四 原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)，核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。 )又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」

ウ 24条2項

昭和53年改正後の原子炉等規制法24条2項は，「主務大臣は，第二十三条第一項の許可をする場合においては，あらかじめ，前項第一号，第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会，同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き，これを十分に尊重しなければならない。」と規定していた(乙第102号証の1)。

原子炉設置許可の実務においては，昭和53年の原子力安全委員会の発足と本項の改正が行われてからは，規制行政庁による安全審査(一次審査)

が行われた後、原子力安全委員会<sup>\*2</sup>による安全審査(ダブルチェック)が行われるようになり、それぞれの安全審査において各種指針類への適合性が審査されていた。

#### 4 改正原子炉等規正法の体系及び法令の定め

(1) 改正原子炉等規正法(平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法)の体系及び法令の定めは、被告第2準備書面第3(16ないし24ページ)において主張したとおりである(乙第103号証の1)。

(2) その概要を改めて述べると、同改正によっても、分野別安全規制及び段階的安全規制の体系を採っている点に変更はない(被告第2準備書面第3の2(2)・18ないし20ページ)。

そして、改正原子炉等規制法においては、規制権限の一元化のため、①原子力安全規制に係る主務大臣が、経済産業大臣等から原子力規制委員会に変更され(設置許可については、同法43条の3の5第1項〔乙第103号証の2〕)、②原子力安全委員会への意見聴取規定が削除された(同準備書面第3の3(2)ア・21ページ)。

---

\*2 原子力安全委員会は、昭和53年10月4日、原子力の安全確保体制を強化するため、それまで原子力委員会に属していた安全規制機能を原子力委員会から移行して新たに総理府に設置された機関である(なお、平成13年1月6日の中央省庁改革後は内閣府に設置)。

原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項についての企画、審議及び決定を行う。

原子力安全委員会では、原子力施設の設置許可等の申請に関して、規制行政庁が申請者から提出された申請書の審査を行った結果について、専門的、中立的立場から、①申請者が原子力関連施設を設置するために必要な技術的能力及び原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があるか、②施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は原子炉による災害の防止上支障がないかについて確認を行っていた。

また、規制行政庁の行う原子力関連施設の設置許可等の後の各種規制を合理性、実効性、透明性等の観点から監視・監査する規制調査を行っていた。

なお、原子力安全委員会は、原子力規制委員会の発足に伴い、平成24年9月19日をもって廃止された。

また、同法43条の3の6第1項は、許可の基準を、以下のとおり規定している。

「原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（括弧内省略）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。<sup>\*3</sup>

## 第2 本件においても伊方最高裁判決の判断枠組みが妥当すること

### 1 はじめに

- (1) 原子炉設置変更許可処分の取消訴訟においては、当該処分が違法であると認められることが必要であり、当該処分の違法性が認められない場合には、請求が棄却されることになる。そして、原子炉設置変更許可処分（原子炉等規制法43条の3の8第1項）については、同条2項が同法43条の3の6

---

\*3 平成29年法律第15号により、5号として、「五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」が追加された。交付の日から起算して3年以内において政令で定める日から施行することになっているが、いまだ未施行である（乙第103号証の3）。

(許可の基準)を準用していることから、原子力規制委員会は、原子炉設置変更許可申請に対しても、原子炉設置許可申請の場合と同様に、同条1項各号の定める基準に適合していると認めるときに限り、変更を許可することとなる。そのため、原子炉設置変更許可処分の違法の有無の判断は、原子炉設置許可処分の違法の有無の判断と差異はなく、原子炉設置許可処分の取消訴訟における審理・判断の方法等について判示した伊方最高裁判決が参照されるべきである

(2) そして、伊方最高裁判決は、原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断の方法等について、原子力委員会又は原子炉安全専門審査会(当時)の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、上記の調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした原子力委員会又は原子炉安全専門審査会(当時)の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁のかかる判断に不合理な点があるものとして、かかる判断に基づく原子炉設置許可処分は違法になる旨判示している(伊方最高裁判決判決要旨第1)。

(3) 前記第1のとおり、伊方最高裁判決における設置許可処分当時(昭和52年法律第80号による改正前)の原子炉等規制法は、同法23条1項において、発電用原子炉の設置許可について定め、同法24条1項各号において、当該許可の基準を定めていたところ、同項3号は、発電用原子炉を設置、運転するために必要な技術的能力に係る要件を、同項4号は、原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることという要件を定めていた。その後、原子力規制委員会設置法附則17条による原子炉等規制法の一部改正により、発電用原子炉の設置許可処分及び変更許可処分の許可

要件は、改正原子炉等規制法43条の3の6（同法43条の3の8第2項において準用される場合を含む。）に定められることとなった。同法43条の3の6第1項3号に、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力について規定が追加される等の変更があるものの、伊方最高裁判決における設置許可処分当時の原子炉等規制法から当該条文の構成自体に変化はなく、同項2号（技術的能力に係る部分に限る。）及び3号が、発電用原子炉を設置、運転するために必要な技術的能力、同項4号が原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることを設置許可の要件としている点において、昭和52年の改正前と基本的に変わるところはない。

また、伊方最高裁判決は、上記(2)の判示を導くに当たり、当時の原子炉等規制法において、内閣総理大臣は、同法24条1項各号所定の基準の適用について、あらかじめ核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること等を所掌事務とする原子力委員会の意見を聴き、これを尊重しなければならない旨の法的義務を負う旨定めているのは、同項各号所定の基準の適合性について、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断に委ねる趣旨であることを考慮しているものと解される。この点、改正原子炉等規制法においては、後記2のとおり、同法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号所定の基準の適合性について、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する委員長及び委員により組織される原子力規制委員会が、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使し（原子力規制委員会設置法1条、7条）、一元的に行う科学的、専門技術的知見に基づく審査及び判断に委ねているが、伊方最高裁判決における設置許可処分当時の原子炉等規制法とは、その許可処分の主体こそ異なるものの、原子力委員会又は原子力規制委員会



が行う科学的・専門技術的な知見に基づく審査・判断の内容が、原子炉設置（変更）許可処分を尊重ないし反映されるという、その判断過程に実質的な変更はない。

したがって、改正原子炉等規制法下においても、伊方最高裁判決の判断枠組みが引き続き妥当すると考えられる。

(4) 以下では、原子炉等規制法等における安全規制の体系を踏まえつつ、原子炉設置（変更）許可処分の取消訴訟における審理・判断の方法（原子炉等規制法が原子力規制委員会に専門技術的裁量を認めていることなどからすると、原子炉設置（変更）許可処分の適否は原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであること（後記2）、原子力規制委員会の判断が不合理とされる具体的な場合（後記3）について述べる。

2 原子炉設置（変更）許可処分の適否は、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであること

(1) 原子炉設置（変更）許可処分においては、原子力規制委員会に専門技術的裁量が認められていること

ア 現代科学の粋を集めた原子炉の設置（変更）許可処分が、専門技術的判断を要するものであることは明らかである。そして、専門的・技術的判断を伴う処分については、それに対する適否の判断が裁判所の法的審査能力を超える場合があり、裁量処分に関する不服が法の与えた裁量の範囲内の当・不当の問題にとどまる限りは、処分行政庁（原子力規制委員会）の判断に委ね、処分が裁量権を与えられた趣旨に反し、その範囲を超える場合には司法的コントロールを及ぼすことが相当と考えられる（川神裕「裁量処分と司法審査（判例を中心として）」判例時報1932号11ページ）。

また、裁量の内容や範囲は、飽くまで各処分ごとに処分の根拠となる実体行政法規の解釈により判断されるものであるから、当該処分につき専門

技術的裁量を肯定し得るか否かは、当該処分の根拠法規の解釈問題にほかならず、この行政実体法規が、高度の専門技術的知見に基づく判断を必要とする当該処分の性質に鑑み、当該処分につき処分行政庁の専門技術的裁量を認めていると解し得るかどうかという見地から検討されるべきである。

イ そこで、原子炉等規制法の規定を見ると、原子炉設置者は、原子炉等規制法43条の3の5第2項第2号から5号まで又は8号から10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会の許可を受けなければならないとされており（同法43条の3の8第1項）、原子力規制委員会は、原子炉設置変更許可の申請が、同法43条の3の8第1項で準用される同法43条の3の6第1項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならない（同法43条の3の8第2項）。

許可基準に関する原子炉等規制法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号の規定の趣旨は、原子炉を設置（変更）しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠き、又は原子炉施設の安全性が確保されないときには、当該原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、かかる災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置（変更）許可の段階で、原子炉を設置（変更）しようとする者の技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにある。

このような技術的能力を含めた原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等を、原子炉設置（変更）予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口

分布等の社会的条件及び当該原子炉設置（変更）者の技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、かかる審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされることは明らかである。そして、原子炉等規制法が、同法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号に規定する基準の適用に関して原子力規制委員会に一元的に委ねているのは、上記のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、同条1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号所定の基準の適合性については、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する委員長及び委員が、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使するとされている（原子力規制委員会設置法1条、7条）原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断に委ねる趣旨と解される。

ウ そうすると、原子炉等規制法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号の要件適合性の有無に関する司法審査は、裁判所が白紙の状態から当該原子炉が安全か否かを原子力規制委員会と同一の立場に立って審理、判断する実体的判断代置方式によるべきではなく、原子力規制委員会が当該原子炉施設の位置、構造及び設備が原子炉等による災害の防止上支障がないものであること等を認めた専門技術的判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。先に指摘したとおり、伊方最高裁判決が、裁判所の審理、判断は、原子力委員会及び原子炉安全専門審査会（当時）の「専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである」と判示しているのは、同旨のことをいうものと理

解することができる。

## (2) 専門技術的裁量の具体的内容

ア 上記のとおり、原子炉等規制法は、原子炉設置（変更）許可処分をする原子力規制委員会に専門技術的裁量を認めていると解されるが、ここでいう原子力規制委員会の専門技術的裁量をより具体的にいえば、①具体的な安全審査の基準あるいは判断基準の策定についての専門技術的裁量と、②原子炉等規制法43条の3の8第2項で準用される同法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号所定の要件該当性の認定判断における専門技術的裁量、すなわち、どのような根拠に基づき、どのような判断を経て、その要件を充足するとの結論に達するかについての裁量をいうものと解される（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）415及び416ページ）。

イ 上記①については、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号が原子炉設置（変更）許可処分の基準として「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」という抽象的な許可基準を定めるにとどめたのは、原子炉設置（変更）許可の際に問題とされる事柄が極めて複雑で、高度の専門技術的事項に係るものであり、しかも、それらに関する技術及び知見が不断に進歩、発展、変化することから、この許可要件について法律をもってあらかじめ具体的かつ詳細な定めをしておくことは、かえって判断の硬直化を招き適切でないことから、その審査基準の具体的内容については原子力規制委員会が下位の法令である規則において定めることを是認し、これを原子力規制委員会の専門技術的裁量に委ねた趣旨であると解される。

ウ また、上記②については、原子炉施設は、高度の科学技術及び知見を動

員して造られた極めて複雑な技術体系を有するものであり、これに係る安全性の判断は、特定の専門分野のみならず、関連する多くの専門分野の専門技術的知見、実績、学識、経験等を結集した上での総合的判断の上に成り立つものであり、しかも、この安全性を適切に判断するためには、その時点において確定不可能な将来の予測に係る事項についての対策の相当性に関する判断まで行うことが求められるのであるから、その安全性の判断は極めて複雑多岐にわたる事項についての審査を経た上でされるものである。このような原子炉等規制法43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）、3号及び4号の要件に関する判断過程の構造等からすれば、その要件充足性についての判断過程についても、原子力規制委員会の専門技術的裁量が認められることは明らかである。

### 3 「被告行政庁の判断に不合理な点がある」と認められるための具体的要件について

#### (1) 「被告行政庁の判断に不合理な点がある」と認められるための具体的要件に関する伊方最高裁判決の判示

前記1（14ページ以下）のとおり、伊方最高裁判決は、原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、「被告行政庁の判断に不合理な点があるかどうか」という観点から、裁判所の審理、判断が行われるべきであるとしている。具体的には、「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」と判示している。

なお、原子力委員会又は原子炉安全専門審査会（当時）が行っていた調査

審議及び判断，及びそれに基づき行政庁が行う判断については，現在では原子力規制委員会の行う審査及び判断に一元化されているため，上記要件における「原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会」は，「原子力規制委員会」と置き換えられることになる。

(2) 「調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点がある」ることについて

ア 伊方最高裁判決は，同判決に係る設置許可処分当時の原子炉等規制法 24 条 1 項 3 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び 4 号が，原子炉設置許可申請者が原子炉の設置等に必要な技術的能力を有すること，原子炉の位置，構造及び設備が核燃料物質等又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることを設置許可の基準と定めた趣旨について，「原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり，その稼働により，内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって，原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置，運転につき所定の技術的能力を欠くとき，又は原子炉施設の安全性が確保されないときは，当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命，身体に重大な危害を及ぼし，周辺の環境を放射能によって汚染するなど，深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ，右災害が万が一にも起こらないようにするため，原子炉設置許可の段階で，原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置，構造及び設備の安全性につき，科学的，専門技術的見地から，十分な審査を行わせることにある」と判示している（民集 46 卷 7 号 1181 ページ）。

イ そして，「具体的審査基準」は，上記の趣旨に基づく原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号等（当時）の基準に適合するかどうかを原子力委員会等が調査審議するために用いられるものであるから，伊方最高裁判決の判示する「具体的審査基準に不合理な点がある」とは，当該具体的審査基準の内容

が、現在の科学技術水準(この意味については後述するとおりである。)からみて、これによったのでは、原子炉施設の安全性を確保し、原子炉事故等によって原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺環境を放射能によって汚染するなどの深刻な災害を防止することが困難であると認められる点がある場合をいうと解すべきである。伊方最高裁判決の調査官解説も、「具体的審査基準に不合理な点があ」とは、「具体的審査基準が、現在の科学技術水準からみて、原子炉事故等による災害の防止を図る上で不合理なものであり、これに拠った安全審査が不合理であると認められる場合には、被告行政庁の判断に不合理な点があることとな」として、上述したところに沿う指摘をしているところである(前掲高橋422ページ)。

(3) 「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があ」ることについて

ア 伊方最高裁判決の示す要件である「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があ」る場合とは、そのような審査によった原子力規制委員会の判断に合理性がなく、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号等の基準に適合しないと判断される場合にほかならないから、その意義をいかに解するかは、同号等の趣旨を踏まえて検討すべきである。

前記(2)のとおり、伊方最高裁判決における設置許可処分当時の原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号の趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺環境を放射性物質によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、上記災害が万が一にも起こらないようにするため、申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備

の安全性につき、科学的、専門技術的見地から十分な審査を行わせることにあり、かかる趣旨は、現在の原子炉等規制法43条の3の6第1項4号等についても同様であると解される。かかる趣旨に照らせば、「調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がある」場合は、原子力規制委員会の審査及び判断の過程に、認定評価の誤りがあったり、考慮すべき事項が考慮されなかった結果、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針において、上記のような深刻な災害を引き起こす事態を防止するために必要な防護措置、安全対策が講じられていないにもかかわらず、これが見過ごされ、その基本設計どおりの原子炉施設を将来設置し、運転させた場合には、重大な原子炉事故等が起こる可能性が高いと認定判断される場合をいうと解すべきである。

イ この点に関し、伊方最高裁判決の調査官解説が、「本判決(引用者注：伊方最高裁判決)が、安全審査・判断の過程に『看過し難い過誤、欠落』があると認められる場合に限って、原子炉設置許可処分が違法となると判示しているのは、安全審査・判断の過程に過誤、欠落があったとしても、それが軽微なものであって重大なものでない場合には、これにより直ちに、多角的、総合的な判断である被告行政庁の判断が不合理なものとなるものでないという趣旨であろう。」(前掲高橋423ページ)としているのも、上記のような重大な事故の発生を防止するために必要な防護措置、安全対策が講じられているかどうかを問題とする趣旨であると解される。

審査及び判断の過程に仮に軽微な過誤、欠落があったとしても、上記の重大な事故の発生を防止する上で必要な防護措置、安全対策が講じられていることが審査において確認されており、「災害の防止上支障がないもの」であること(原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)が認められる場合には、これが「看過し難い」もの(前掲高橋のいう「重大なもの」とは評価し得ないというべきである。



(4) 「現在の科学技術水準に照らし」の意味について

ア 具体的審査基準の不合理性の有無，審査及び判断の過程の看過し難い過誤，欠落の有無を現在の科学技術水準に照らして判断する理由

伊方最高裁判決は，前記1（14ページ以下）のとおり，審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か，あるいは具体的審査基準に適合するとした審査及び判断の過程に看過し難い過誤，欠落があるか否かを，いずれも「現在の科学技術水準に照らし」て判断すべきである旨判示している。

行政処分後にその取消訴訟が提起され，判決までの間に事実状態の変更や法令の改廃があった場合，処分時の法及び事実状態を基準に当該行政処分の違法性の有無を判断するのが原則である（最高裁昭和28年10月30日第二小法廷判決・行裁例集4巻10号2316ページ）。

もっとも，具体的審査基準の不合理性や審査及び判断の過程の過誤，欠落をどの時点の科学技術水準により判断すべきかは，科学的経験則の問題であり（前掲高橋423ページ），取消訴訟の違法性の判断基準時の問題とは区別されるべきである。すなわち，経験則とは，経験から帰納的に得られた事物に関する知識や法則をいい（中野貞一郎ら編「新民事訴訟法講義〔第2版補訂2版〕」284ページ），客観的に存在するものであって，事実審の口頭弁論終結時までの間に，科学的経験則が新たに成立するという関係にはなく，それは，既に客観的に存在していた科学的経験則が新たに発見されただけのことである。そうすると，原子炉設置（変更）許可処分の適否が問題とされる訴訟では，当該設置（変更）許可処分後，事実審の口頭弁論終結時までの間に，新たな科学的経験則が明らかとなり，裁判所がそれを認識するに至った場合は，事実の認定やその評価に当たり，それを基準に判断することも許されるというべきである。

イ 科学的経験則の内容とその認定の在り方

科学的経験則を含む経験則は、経験から帰納された事物に関する知識や法則にほかならないから、事実そのものと異なって一般的通用性を持つものでなければならない（伊藤眞「民事訴訟法〔第4版補訂版〕」336ページ参照）。

そして、事実認定の証明度は、適用される経験則の蓋然性の程度に大きく左右されるから、科学的かつ専門的な経験則については、「専門家の学界や学説の中でその発生機序などがどの程度確立しているものかを検討した上で、事案にあてはめていく（中略）。いわば『経験則』としての確立度、確からしさを見極めることが必要」である（加藤新太郎編「民事事実認定と立証活動 第I巻」348及び349ページ参照）。

ところで、自然科学の分野における証明とは、その性質上、仮説に対して実験や調査、検証を経ながら徐々に創り出されていくものにほかならない。今日では、極めて多数の科学論文が発表されているが、こうした科学論文において示された種々の知見を検討するに当たっては、当該論文自体の内容に照らし、示された結論が合理性を有するか否か、当該論文において示された知見が仮説であるのか、又は実証された確定的知見であるのかを見極める必要がある。すなわち、ある科学的知見が科学的経験則と認識されるには、これが事実の存在を高度の蓋然性をもって証明するに足りる程度の確立した内容のものであることが必要である。

この点、原子力規制委員会設置法1条は、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定」することを目的とする旨規定している。この規定に照らしても、確立された国際的な基準となり得るだけの確実性、普遍性をもった科学的知見と認められない限り、裁判において事実認定や事実評価に用いられるべき科学的経験則とみることはでき

ないというべきである。伊方最高裁判決の調査官解説が、「従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知識に誤りのあることが現在の学界における通説的見解となったような場合には、現在の通説的見解(これが当該訴訟において用いられるべき科学的経験則である。)により判断すべきであろう。」としているのも(前掲高橋423ページ)、これと同様の理解によるものと解される。

以上によれば、新しい通説的な科学的知見(現在の科学技術水準)に照らし、設置(変更)許可処分「判断の基礎となった過去の知見を完全に否定するだけの確証がないかぎり」は裁判所が行政判断を否定することは困難であるというべきである(高橋滋「先端技術の行政法理」83ページ参照)。

### 第3 適合性審査について

#### 1 原子力規制委員会について

(1) 原子力規制委員会は、福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、一つの行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、従前の原子力安全委員会及び保安院の事務のほか、文部科学省及び国土交通省が所掌していた原子力安全の規制、核不拡散のための保障措置等に関する事務を一元的に処理するものとして、平成24年9月19日、環境省の外局として設置された機関である(原子力規制委員会設置法1条)。

原子力規制委員会は、委員長及び委員4人をもって組織されており(同法6条1項)、これらの委員長及び委員には、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者が任命され(同法7条)、その事務局として、原子力規制庁が置かれている(同法27条)。

なお、原子力規制委員会の設置に伴い、従前の原子力安全委員会及び保安

院は廃止された。

- (2) 原子力規制委員会は、平成25年に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく原子力施設に関する新規制基準を施行し、適合性審査を開始した。

適合性審査は、原子力規制委員会において了承された方針に基づいて行っており、また、審査体制や審査の具体的な進め方等については個別の業務文書を制定し対応しているところ、適合性審査に係る既存の委員会決定及び個別の業務文書を統合したものとして、平成29年6月、「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」が取りまとめられた（乙第104号証）。

## 2 審査の手続について

- (1) 事業者から実用発電用原子炉に係る設置（変更）許可の申請がなされると、原子力規制庁（許可主体たる原子力規制委員会の事務局）の担当審査チームによって、審査ガイド等に沿って基準への適合性審査が開始される。

原子力規制庁の担当審査チームは、申請書の書面審査をするとともに、申請書の記載内容に関する事実確認等を行うため、事業者からのヒアリングを適宜実施し、審査に必要な情報収集等を行う。ここには、設置（変更）許可処分の判断権者である原子力規制委員会の委員は出席していない。

その後、原子力規制委員会の担当委員の出席の下、審査会合を開催する。担当委員は、審査会合において、必要に応じて、メーカーや外部専門家からの意見を聞く場合がある。

原子力規制庁の担当審査チームは、審査会合において議論を深めるために、事前のみならず、事後においても、事業者からヒアリングをし、あるいは、事業者と面談等をする。担当審査チームは、上記のヒアリング等において、事業者に対し、その時点において審査で必要とされている事項を明確に示し、指摘事項や合意事項を確認させるほか、必要に応じて、指摘事項に対する回答内容を根拠等も含めて体系立てて文書化するように依頼することもある。

(2) 原子力規制委員会は、審査会合等を経た後、審査の進行に従い、審査における指摘事項等を反映させた申請書の補正を基に「審査書(案)」を作成し、「審査書(案)」について、科学的・技術的意見の募集を行い、適宜審査結果に反映させる。

(3) また、原子力規制委員会は、原子力委員会に対し、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことについて意見聴取を行い、経済産業大臣に対し、設置(変更)許可をすることについて、意見聴取を行う(原子炉等規制法43条の3の6の3項、71条1項1号)。

原子力規制委員会は、上記意見聴取の結果を踏まえて「審査書(案)」の修正を行うなどし、最終的な審査書を確定させた上で、設置(変更)許可に係る判断について審議を行い、設置(変更)許可の決定をする。

以上

## 略称語句使用一覧表

事件名 佐賀地方裁判所平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機, 4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ ほか383名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
数字				
1990年勧告	ICRPの1990年勧告(乙第13号証)	第5準備書面	5	
1号機	福島第一発電所1号機	第5準備書面	33	
2007年勧告	ICRPの2007年勧告(乙第15号証)	第5準備書面	10	
2号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号で定められた) その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があること	第2準備書面	32	
3号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号で定められた) その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項(中略)において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措	第2準備書面	32	

	置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること			
4号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号で定められた) 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること	第2準備書面	30及び 31	
英字				
(a)ルート	「壇他の式」(レシピ(12)式)と(レシピ(13)式)を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、 $M_0$ からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積 $S_a$ に至る実線矢印のルート	第15準備書面	21	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大する場合には、地震モーメント $M_0$ や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長	第15準備書面	21	

	大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート			
ICRP	国際放射線防護委員会	第5準備書面	5	
Katoほか(2016)	Aitaro KATO (2016) (甲第77号証)	第17準備書面	35	
LSUB	地下に存在する震源断層の長さ	第13準備書面	15	
MCCI	溶融炉心・コンクリート相互作用	第14準備書面	15	
MFCI	使用済み燃料プールへの注水不能による水位低下により、露出した燃料に、冷却不足によって破損、溶解が生じ、プール底面のコンクリートとの間で生じる相互作用	第5準備書面	34	
PAR	静的触媒式水素再結合装置	第14準備書面	15	
PRA	確率論的リスク評価	第10準備書面	8	
PWR	加圧水型軽水炉 (PWR)	第1準備書面	16	
Somerville規範	「Somerville et al. (1999)」においては、すべり量の平均値が「0.3」倍未満である場合にトリミングするとの規範	第13準備書面	33	
S波速度	せん断波速度	第13準備書面	64	
SRCMOD	Finite-Source Rupture Model Database (甲第88号証)	第15準備書面	46	
あ				
安全審査指針	旧原子力安全委員会 (その前身と	第2準備書面	40	



類	しての原子力委員会を含む。なお、平成24年9月19日の原子力規制委員会発足に伴い、原子力安全委員会は廃止され、その所掌事務のうち必要な部分は原子力規制委員会に引き継がれている。)が策定してきた各指針			
い				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日 第一小法廷判決・民集46巻7号 1174ページ	第5準備書面	6	
入倉氏	入倉孝次郎氏	第13準備書面	24	
入倉(2014)	入倉孝次郎=宮腰研=釜江克宏 「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケールリング則の再検討」	第6準備書面	24	
入倉ほか(1993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	第15準備書面	39	
入倉・三宅(2001)	シナリオ地震の強震動予測	第6準備書面	5	
お				
汚染水	福島第一発電所建屋内等で生じた放射能を有する水	第2準備書面	6	
か				
改正原子炉等	平成24年法律第47号による改	第2準備書面	5	第1準

規制法	正後の原子炉等規制法 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。			備書面から略称を変更
き				
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al. (2003) (乙第83号証)	第15準備書面	46	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第1準備書面	20	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号)(乙第41号証)	第9準備書面	5	
基準地震動による地震力	当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第6準備書面	6	
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	第6準備書面	10	
九州電力	九州電力株式会社	第1準備書面	4	
強震動予測レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)(乙第57, 79, 99号証)	第13準備書面	13	
行訴法	行政事件訴訟法	第1準備書面	4	

け				
原告ら準備書面(1)	原告らの平成26年9月10日付け準備書面(1)	第5準備書面	6	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成26年12月26日付け準備書面(2)	第5準備書面	5	
原告ら準備書面(3)	原告らの平成27年11月13日付け準備書面(3)	第7準備書面	4	
原告ら準備書面(4)	原告らの平成27年12月25日付け準備書面(4)	第8準備書面	4	
原告ら準備書面(6)	原告らの2016(平成28)年6月24日付け準備書面(6)	第11準備書面	5	
原告ら準備書面(7)	原告らの2016(平成28)年9月15日付け準備書面(7)	第12準備書面	7	
原告ら準備書面(8)	原告らの2016(平成28)年12月12日付け準備書面(8)	第13準備書面	9	
原告ら準備書面(9)	原告らの2017(平成29)年3月10日付け準備書面(9)	第13準備書面	9	
原告ら準備書面(10)	原告らの2017(平成29)年6月12日付け準備書面(10)	第14準備書面	7	
原告ら準備書面(11)	原告らの2017(平成29)年7月14日付け準備書面(11)	訴えの変更申立てに対する答弁書	5	
原告ら準備書面(12)	原告らの2017(平成29)年11月24日付け準備書面(12)	第15準備書面	10	
原子力災害対策重点区域	原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護	第5準備書面	23	

	措置を短期間で効率的に行うために、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域			
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第2準備書面	29	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第1準備書面	13	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を併せて	第2準備書面	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第1準備書面	4	第2準備書面で略称を変更
こ				
広域地下構造調査(概査)	地震発生層を含む地震基盤から解放基盤までを対象とした地下構造調査	第18準備書面	49	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	第2準備書面	16	
近藤委員長	平成23年3月25日当時の内閣府原子力委員会委員長である近藤駿介	第5準備書面	6	
さ				
佐賀地裁決定	佐賀地方裁判所平成29年6月13日決定(乙第96号証)	第17準備書面	46	
し				
敷地近傍地下	地震基盤から表層までを対象とし	第18準備書面	49	

構造調査（精査）	た地下構造調査			
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第3準備書面	5	
地震調査委員会（2007）	地震本部地震調査委員会「2005年福岡県西方沖の地震の観測記録に基づく強震動予測手法の検証について（中間報告）」	第13準備書面	68	
地震等基準検討チーム	断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第6準備書面	17	
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（乙第32号証）	第6準備書面	10	
地震本部	地震調査研究推進本部	第6準備書面	11	
地震本部長期評価手法報告書	地震本部の「『活断層の長期評価手法』報告書（暫定版）」（乙第100号証）	第18準備書面	22	
地震本部レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法（乙第33号証）	第6準備書面	11	第13準備書面以降、「強震動予測レシピ」に略語

				変更
実用炉則	実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）	第2準備書面	31	
島崎証言	島崎氏の名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件における証言	第17準備書面	19	
島崎提言	島崎氏による「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波」と題する論文における提言	第13準備書面	23	
島崎発表	平成27年の日本地震学会秋季大会を含めた複数の地震関係の学会において行われた，「入倉・三宅式」は過小評価をもたらすという内容の島崎氏の発表	第13準備書面	11	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第3準備書面	5	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	第3準備書面	6	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	第3準備書面	5	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第3準備書面	5	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設	第3準備書面	5	

	計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策			
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第18準備書面	10	
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第18準備書面	9	
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第18準備書面	9	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等	第1準備書面	20	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	第2準備書面	39	
す				
滑り分布モデル	国土地理院が示した、不均質なすべり分布を仮定したモデル「本震の震源断層モデル（滑り分布モデル）」（乙第94号証）	第17準備書面	38	
せ				
設置許可基準	実用発電所用原子炉及び附属施設	第1準備書面	4	

規則	の位置、構造及び施設の基準に関する規則			
設置許可基準 規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定）（乙第9, 97号証）	第3準備書面	6	
設置変更許可 申請等	設置変更許可及び工事計画認可の各申請	第1準備書面	27	
設置法	原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）	第1準備書面	19	
そ				
訴訟要件③①	救済の必要性に関して、一定の処分がされないことによる重大な損害を生ずるおそれがあること	第1準備書面	5	
訴訟要件④	原告らが、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき、法律上の利益、すなわち原告適格を有する者であること	第1準備書面	5	
た				
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第18準備書面	8	



武村（1998）	日本列島における地殻内地震のスケーリング則—地震断層の影響および地震被害との関連—	第6準備書面	5	
武村式+片岡他の式手法	「壇他の式」を「片岡他の式」に置き換えた手法	第17準備書面	42	
田島ほか（2013）	田島礼子氏ほかによる「内陸地殻内および沈み込みプレート境界で発生する巨大地震の震源パラメータに関するスケーリング則の比較研究」（乙第94号証）	第17準備書面	61	
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定）（乙第10号証）	第3準備書面	6	
地理院暫定解	平成28年熊本地震の震源断層モデル（暫定）（乙第93号証）	第17準備書面	36	
て				
適合性判断等	原子力規制委員会が本件各原子炉施設について行う、原告らの主張する事項及び内容が設置許可基準規則に適合するか否かの判断並びに使用停止等処分の発令についての判断	第5準備書面	42	
と				

特定重大事故 等対処施設	重大事故等対処施設のうち、故意 による大型航空機の衝突その他の テロリズムにより炉心の著しい損 傷が発生するおそれがある場合又 は炉心の著しい損傷が発生した場 合において、原子炉格納容器の破 損による工場等外への放射性物質 の異常な水準の放出を抑制するた めのもの	第18準備書面	9	
に				
任意移転者	年間線量が自然放射線量を大幅に 超えることを理由に移転を希望す る者	第5準備書面	34	
ね				
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用す る核燃料物質	第2準備書面	35	
は				
発電用原子炉 設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉 の設置許可を受けた者	第2準備書面	17	
ふ				
福井地裁仮処 分決定	福井地方裁判所平成27年4月1 4日決定	第15準備書面	10	
福島第一発電 所	東京電力株式会社福島第一原子力 発電所	第2準備書面	6	
福島第一発電 所事故	東京電力株式会社福島第一原子力 発電所における原子炉事故	第1準備書面	19	

へ				
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	第1準備書面	10	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
平成24年防災基本計画	中央防災会議が平成24年9月に、福島第一発電所事故を踏まえて見直しを行った防災基本計画(乙第22号証)	第5準備書面	22	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
ほ				
本件3号炉	玄海原子力発電所3号炉	第1準備書面	4	
本件4号炉	玄海原子力発電所4号炉	第1準備書面	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉とその附属施設	第1準備書面	4	
本件各号炉	本件3号炉及び4号炉	第1準備書面	4	
本件シミュレーション	平成24年10月24日付けで原子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	第5準備書面	6	
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した平成23年3月25日付け「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題す	第5準備書面	6	

	る資料（甲第28号証）			
本件審査	本件設置変更許可処分に係る適合性審査	第18準備書面	7	
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会が平成29年1月18日付けでした本件各原子炉施設の設置変更許可処分	訴えの変更申立てに対する答弁書	5	
み				
宮腰（2015）	強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケールリング則の再検討	第8準備書面	16	第15準備書面以降、「宮腰ほか(2015)」ともいう。
宮腰ほか（2015）正誤表	宮腰ほか（2015）表6（乙第40号証）の地震データの値の一部についての正誤表	第15準備書面	42	
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	第1準備書面	10	
や				
山形発言	平成25年8月20日の審査会合における原子力規制庁の山形浩史・安全規制管理官（当時）の発言	第15準備書面	38	
ゆ				

有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド（乙第12号証）	第10準備書面	9	
ろ				
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷	第3準備書面	4	